

## その都度贈与の活用

今年から相続税の大幅な改正が行われ、相続税対策としての生前贈与が注目されています。今年4月から「結婚・子育て資金贈与の非課税制度」が新設されましたが、元々税務上は、「扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるために贈与を受けた財産のうち通常必要と認められるもの」は贈与税の非課税財産として規定されています。

具体的には、生活費、教育費、結婚・出産費用などを祖父母や親から資金援助を受ける場合で、**通常必要と認められ、必要な都度直接充当される**場合には贈与税の課税対象にはなりません(通称「その都度贈与」)。ただし、資金援助を受けた財産が生活費などに充てられず預貯金や有価証券、不動産等の購入費用に充てられた場合には贈与税の課税対象になります。例えば、祖父母が孫の結婚式の実費を直接支払った場合は「その都度贈与」に該当するので、そもそも贈与税の課税対象とはなりません。

子や孫へ資金援助を行う場合は、まず「その都度贈与」を活用し → 年110万円 → 各種贈与税の非課税制度 という手順で検討するのが手間もコストもかからず有効だと思います。

### 子や孫への贈与税非課税制度の比較

種類	結婚・子育て資金の一括贈与の非課税	教育資金の一括贈与非課税	住宅取得等資金の非課税	相続時精算課税
贈与者	父母又は祖父母など	父母又は祖父母など	父母又は祖父母など	60歳以上(住宅資金は年齢制限なし)の父母又は祖父母
受贈者	20歳以上50歳未満の子又は孫など	30歳未満の子又は孫など	20歳以上の子又は孫など	20歳以上の子又は孫など
非課税金額	受贈者1人当たり 1,000万円 ※うち結婚費用は300万円	受贈者1人当たり 1,500万円 ※うち学校等以外の教育資金は500万円	(2015年中の贈与) ・耐震、エコ、バリアフリー住宅 1,500万円 ・一般住宅 1,000万円	累計2,500万円
使途制限	・結婚式の費用、新居の住居費、引っ越し代 ・不妊治療費、出産費用、子供の医療費、ベビーシッター、保育費	学校等に直接支払う入学金、授業料、学用品費など ※学校等以外 学習塾、スポーツ・文化芸術向上費用等	床面積50㎡以上240㎡以下等の一定の住宅取得又は100万円以上の一定の増改築等	なし(贈与者の年齢制限なしは住宅資金に限る)
所得制限	なし	なし	受贈者の贈与年の所得2,000万円以下	なし
適用期間	2015年4月～2019年3月	2013年4月～2019年3月(3年3ヵ月延長)	2012年1月～2019年6月(4年6ヵ月延長)	なし(住宅資金の年齢制限なしは2019年6月まで)
相続税の計算	贈与者の死亡時使い残しあれば残額は贈与者の相続税の課税価格に加算	贈与者の死亡時使い残しあっても相続税の課税価格への加算は不要	贈与者の死亡時贈与額の加算不要	贈与額を相続税の課税価格に加算し下記贈与税控除
贈与税の計算	受贈者の50歳時使い残しあれば残額に贈与税課税	受贈者の30歳時使い残しあれば残額に贈与税課税		2,500万円を超える金額には20%の贈与税がかかる

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようお願いいたします。

大阪市天王寺区悲田院町8-26天王寺センターハイツ509号

TEL 06-6774-8282

FAX 06-6774-8281

E-mail : [nishikai@kiu.biglobe.ne.jp](mailto:nishikai@kiu.biglobe.ne.jp)

西野会計事務所

検索

